

訴 状

令和 8(2026)年 1 月 15 日

横浜地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

山 口 俊 樹

同

北 村 真 実

馬 場 庸 介

(主 任)

原 告

府 川 勝

原 告

江 口 友 子

原 告

田 中 良 治

〒190-0012 東京都立川市曙町 2-31-15 日住金立川ビル 4 階
西東京共同法律事務所 (送達場所)

(電話 042-519-3120/FAX 042-519-3130)

原告ら訴訟代理人弁護士

山 口 俊 樹

原告ら訴訟代理人弁護士

北 村 真 実

原告ら訴訟代理人弁護士

馬 場 庸 介

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町 9 番 1 号 平塚市役所内

被

告

平塚市長落合克宏

公金支出金返還請求事件

訴訟物の価額 160 万 0000 円

ちょう用印紙額 1 万 3000 円

目 次

【請求の趣旨】	3
【請求の理由】	3
第1 事案の概要	3
第2 主張の骨子	4
第3 本件事業の経過	5
第4 本件公募対象公園施設が違法であること	6
1 本件公募対象公園施設が当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができないこと（都市公園法第5条の2第1項、都市公園法施行規則第3条の3に反していること）	6
(1) 条文の定め	6
(2) 条文の趣旨及び解釈	6
(3) 本件公募対象公園施設が要件を充たしていないこと	8
2 本件公募対象公園施設が公募設置等指針に反すること（都市公園法第5条の7第1項、第5条の4第1項第1号に反すること）	8
(1) 条文の定め	8
(2) 条文の趣旨及び解釈	9
(3) 本件公募設置等指針及び公募設置等計画	10
(4) 本件公募対象公園施設が公募設置等指針に反すること	11
3 小括	12
第5 特定公園施設等譲渡変更契約が違法であること	13
1 本件公募設置等指針及び公募設置等計画	13
2 本件特定公園施設等譲渡変更契約が公募設置等指針及び公募設置等計画に反すること	13
第6 結語（平塚市の損害と本件事業体の責任）	14
第7 証拠方法	14
第8 附属書類	14

【請求の趣旨】

- 1 被告は、積水ハウス株式会社、株式会社石勝エクステリア、株式会社木村植物園、株式会社鴻池組、株式会社中澤組、株式会社パスコ、積水ハウス不動産株式会社及び落合克宏に対し、連帯して16億2396万4870円を支払うよう請求せよ
- 2 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

【請求の理由】

第1 事案の概要

- 1 原告らは平塚市の住民であり、被告は平塚市の市長である。
- 2 本件は、「湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン公園整備・管理運営事業」（以下「本件事業」という。）に関し、平塚市が、（仮）特定公園施設等譲渡契約（甲5-1）及び同変更契約（甲5-2）に基づき、平塚 Seasidepark 共同事業体に支払った特定公園施設等の譲渡の対価16億2396万4870円について、平塚市の執行機関である平塚市長から当該事業体及び市長個人に対し、その損害賠償又は不当利得返還を請求するよう求めるものである。

平塚 Seasidepark 共同事業体とは、積水ハウス株式会社を代表企業とし、同社に加え、株式会社石勝エクステリア、株式会社木村植物園、株式会社鴻池組、株式会社中澤組、株式会社パスコ及び積水ハウス不動産東京株式会社（現積水ハウス不動産株式会社）を構成企業とする事業体である（甲5-1～2）。

以下では、当該事業体を指して、「本件事業体」と表記する。

- 3 本件訴訟に先立って、令和7(2025)年11月10日、原告らが請求人となり、特定公園施設等の譲渡の対価16億2396万4870円に関し、主位的に支出の差止等、予備的に返還請求等の措置の勧告を求める監査請求を申し立てたが、同年12月18日付け「平塚市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」（翌19日請求人代理人弁護士事務所に到着／甲7）で、監査請求を棄却する旨の通知がなされた。

なお、上記監査請求申立てから監査結果までの間に、平塚市は、本件事業体に譲渡の対価を支払った。

第2 主張の骨子

- 1 本件事業に係る公募設置等計画（甲 3）は、当該計画における公募対象公園施設が都市公園法に反しており違法である。
そして、当該違法な計画を前提とする令和 6(2024)年 4 月 23 日付け仮特定公園施設等譲渡契約書（甲 5-1）もまた違法であり、さらに、その変更契約（甲 5-2）も都市公園法に反しており違法である。
- 2 要点を述べておくと、本件公募対象公園施設が都市公園法に反しているのは、
 - ①公募対象公園施設から収益が生じず、収益を特定公園施設の建設費に充てることができないからであり（都市公園法第 5 条の 2 第 1 項、都市公園法施行規則第 3 条の 3 違反）、
 - ②また、それは、特定公園施設の建設費の 10%以上を公募対象公園施設の収益から充当すると定める公募設置等指針にも反するからである（都市公園法第 5 条の 7 第 1 項、第 5 条の 4 第 1 項第 1 号違反）。
- 3 令和 6(2024)年 4 月 23 日付け仮特定公園施設等譲渡契約書（甲 5-1）の変更契約（甲 5-2）が都市公園法に反しているのは、
 - ③物価高騰（インフレ）を理由に市が支払う譲渡の対価を増額することは、物価高騰（インフレ）を事業者のリスク負担と定める公募設置等指針及びそれを前提とする公募設置等計画に反するからである（都市公園法第 5 条の 7 第 1 項、第 5 条の 4 第 1 項第 1 号違反）。
- 4 以下、「本件事業の経過」について述べた後（第 3）、「本件公募対象公園施設が違法であること」（第 4）、「特定公園施設等譲渡変更契約が違法であること」（第 5）について述べ、最後に「結語（平塚市の損害と本件事業体及び市長個人の責任）」（第 6）として本件請求について述べる。

第3 本件事業の経過

- 1 平塚市は、平成 25(2013)年 12 月に湘南海岸公園再整備計画を策定し、平成 29(2017)年 6 月に Park-PFI 制度（以下「P-PFI」という。）を活用することを表明した（甲 6）。

P-PFI とは、平成 29(2017)年の都市公園法改正により新たに設けられた制度であり、都市公園法 5 条の 2～9 にその手続が定められている。国土交通省発行の「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」（令和 7 年 5 月 30 日改正／以下「国交省ガイドライン」という。／甲 1 の 3 枚目「用語の定義」）では、P-PFI について、「飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該移設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する『公募設置管理制度』」と説明されている。

- 2 平塚市は、令和元(2019)年 5 月、公募設置等指針案を策定・公表し、同年 6 月議会において、整備・管理運営事業に係る令和元(2019)年度～令和 23(2041)年度の 16 億円の債務負担行為を承認し、同年 8 月、事業者の募集を開始し（甲 2「公募設置等指針」参照）、令和 2(2020)年 1 月、選定委員会において事業者を選定した（甲 6）。
- 3 平塚市は、物価高騰等の影響を受け、令和 6(2024)年 3 月議会において、令和元(2019)年 6 月議会で可決された令和元(2019)年度～令和 23(2041)年度の 16 億円の債務負担行為が不足したとして、当該債務負担行為に令和 6(2024)年度～令和 26(2044)年度の 7 億円を追加することを可決した（甲 6）。
- 4 平塚市は、令和 6(2024)年 4 月 23 日、公募設置等計画（甲 3）を認可し、本件事業体との間で仮特定公園施設等譲渡契約書（甲 5-1）を締結し、同年 6 月議会の議決を得て、同年 6 月 28 日に実施協定、特定公園施設等譲渡契約、指定管理基本協定を締結した。

なお、特定公園施設等譲渡契約は、仮特定公園施設等譲渡契約書（甲 5-1）の内容そのままで締結されており、新たに書面は取り交わされておらず、譲渡の対価は 15 億 7717 万 3400 円であった。

- 5 平塚市は、令和 7(2025)年 8 月 26 日に提出された上記譲渡の対価を 16 億 2396 万 4870 円に増額する変更契約の締結の議案を可決した（甲 5-2～3）。
- 6 令和 6(2024)年 4 月 23 日付け仮特定公園施設等譲渡契約書（甲 5-1）では、引渡期限が令和 7(2025)年 10 月 15 日（第 1 条）、譲渡の対価の支払期限が、市が引渡後に事業者からの請求書を受領してから 40 日以内となっているところ（第 3 条）、平塚市は、上記変更契約に基づき、令和 7(2025)年 12 月 1 日～11 日の間に、譲渡の対価 16 億 2396 万 4870 円を本件事業体に支払った。

第4 本件公募対象公園施設が違法であること

- 1 本件公募対象公園施設が当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができないこと（都市公園法第5条の2第1項、都市公園法施行規則第3条の3に反していること）

（1）条文の定め

ア 都市公園法第5条の2第1項

都市公園法第5条の2第1項は、「公募対象公園施設」を「飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、前条第一項（※公園施設の設置又は管理）の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの」と定義している。

イ 都市公園法施行規則第3条の3

都市公園法第5条の2第1項を受けて、都市公園法施行規則第3条の3は、「国土交通省令で定める公園施設は、次に掲げるものであつて、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができると認められるものとする。

- 一 休養施設
 - 二 遊戯施設
 - 三 運動施設
 - 四 教養施設
 - 五 便益施設
 - 六 令第五条第八項に規定する施設のうち、展望台又は集会所」
- と定めている。

（2）条文の趣旨及び解釈

ア 国交省ガイドライン

条文の趣旨及び解釈の理解に資するため、国交省ガイドライン（甲1の3頁）の関連記載を列挙すると、下記のとおりである。

記

- ①P-PFIは（中略）都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財産負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。（3頁）
- ②P-PFIは、公募対象公園施設から生ずる収益の見込み等に基づいて特定公園施設の整備を求めるという特徴を有することから、設置管理許可期間の延伸や建蔽率緩和など、事業者が公募対象公園施設を都市公園に設置し、運営しやすくするための法の特例措置が設けられている。（4頁）

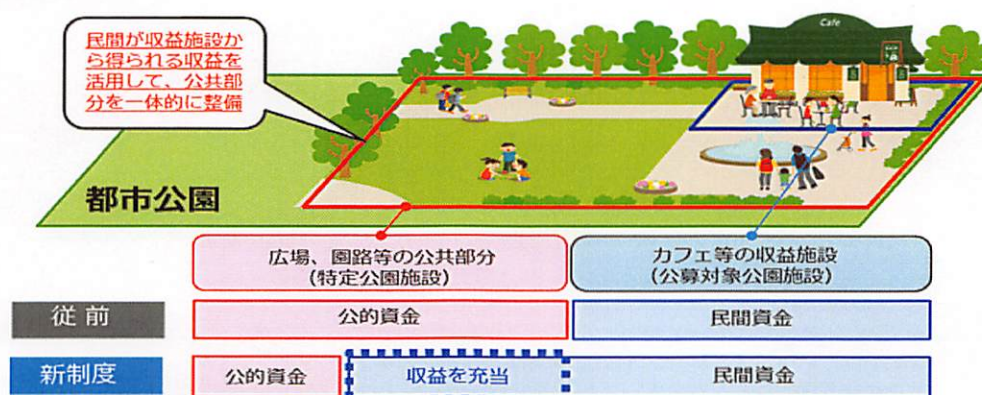
③P-PFI は、公募対象公園施設から生ずる収益を都市公園の整備等へ還元することを趣旨としているため、公募等設置指針には、必ず、事業者が建設すべき特定公園施設を定める必要があり、その種類や使用、数量などについて、可能な限り具体的に示すことが望ましい。(14 頁)

④特定公園施設の整備内容に関する提案、公園管理者が負担する額の提案を求めることで、公募に参加する者による、より質の高い特定公園施設の整備の提案、特定公園施設の建設への収益等の還元額の競争を促すことが可能となる。(14 頁)

⑤公募設置等指針において、特定公園施設の建設に要する費用のうち、公園管理者が負担する上限額を示している場合は、事業者は、当該額を上限として、実際に公園管理者に負担を求める額を提案するものとする。「公園管理者に負担を求める額」は、事業者が見込む「特定公園施設の建設に要する費用の見込み額」から「公募対象公園施設、利便増進施設から見込まれる収益等からの充当額」を減じた額とし、計画には上記 3 つの額の記載を求めるものとする。(26 頁)

⑥公営全体の整備・運営体制のイメージ図 (7 頁)

■P-PFIのイメージ



イ 公募対象公園施設たる要件

(ア) 上記都市公園法、同法施行規則の規定、及び、国交省ガイドラインの記載を見れば明らかとなっており、P-PFI は、公募対象公園施設を収益施設として捉え、同施設からの収益を特定公園施設の建設費に充てることで、公園管理者の財産負担を軽減することを主眼としているものである。

故に、公募対象公園施設が公募対象公園施設として設置管理許可期間の延伸や建蔽率緩和等の特例を受けられる要件は、

①収益を上げることができること

②当該収益を特定公園施設の建設費に充当できること

であり、これは都市公園法施行規則第 3 条の 3 に明記しているところでもある。

(イ) 若干、補足して述べると、①で述べる収益とは、当然、公募対象公園施設のみでの収益である。

このことは、都市公園法第3条の3も「当該公園施設（＝公募対象公園施設）から生ずる収益」と明記していることから明らかである。

さらに敷衍して述べると、国交省ガイドラインのイメージ図を参照すると理解しやすいが、特定公園施設は「公的資金」を用いる「公共部分」であって、公募対象公園施設は「民間資金」を用いる「収益施設」である。公募対象公園施設から生ずる収益（＝民間資金）を特定公園施設の建設費（＝公的資金）に充当することで、公園管理者の財産負担（＝公的資金）を軽減するというのが、P-PFIの趣旨であり、根幹である。

(3) 本件公募対象公園施設が要件を充たしていないこと

ア 以上のとおり、①収益を上げることができると、②当該収益を特定公園施設の建設費に充当できることが公募対象公園施設たる要件であるが、第4・2(4)で後述するとおり、本件公募設置等計画における公募対象公園施設は、赤字であり、当該要件をいずれも充たしていない。

イ したがって、都市公園法第5条の2第1項、都市公園法施行規則第3条の3に反し、違法である。

2 本件公募対象公園施設が公募設置等指針に反すること（都市公園法第5条の7第1項、第5条の4第1項第1号に反すること）

(1) 条文の定め

都市公園法は、公募設置等指針及び公募等設等計画について、下記のとおり、定めている。

記

①第5条の7第1項

1 認定計画提出者は、第五条の五第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。）を受けた公募設置等計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定公募設置等計画」という。）に従って公募対象公園施設の設置又は管理をしなければならない。

②第5条の4第1項第1号

1 公園管理者は、前条第一項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。

③第5条の3第1項、第2項第8・11号

1 都市公園に公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者は、公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画（以下「公募設置等計画」という。）を作成し、その公募設置等計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを公園管理者に提出することができる。

2 公募設置等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

八 特定公園施設の建設に関する事項（当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。）

十一 資金計画及び収支計画

④第5条の2第1項、第2項第5号

1 公園管理者は、飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であって、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設」という。）について、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（以下「公募設置等指針」という。）を定めることができる。

2 公募設置等指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

五 特定公園施設の建設に関する事項（当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。）

（2）条文の趣旨及び解釈

ア 国交省ガイドライン（甲 1）は、上記規定に関連して、下記のとおり、記載している。

記

①「当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであることを審査する。具体的には、法第5条の2第2項に示された公募設置等指針の各項目について、明らかに指針の求める要求事項に合致していない計画は不適合とする。」（29 頁）

②「提出された公募設置等計画が、公募設置等指針に照らし適切なものであることを審査するため、例えば、下記のような点を確認することが考えられる。」「認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること」（20 頁）

イ 上記都市公園法の規定及び国交省ガイドラインの記載を見れば明らかとなり、①公募対象公園施設は、事業者が提出し審査を受けた公募設置等計画に則っていなければならず（都市公園法第5条の7第1項）、かつ、②公募

設置等計画は、公園管理者が定めた公募設置等指針に則っていなければならない（都市公園法第5条の4第1項第1号）。

公募対象公園施設が公募設置等計画に則っていないか、あるいは、公募設置等計画が公募設置等指針に則っていなければ、公募対象公園施設は違法である。

ウ そして、「特定公園施設の建設に要する費用の負担方法」が公募設置等指針及び公募設置等計画の記載事項とされ（都市公園法第5条の2第2項第5号、第5条の3第2項第8号）、「資金計画及び収支計画」が公募設置等計画の記載事項とされていることから明らかなとおり（第5条の3第2項第11号）、公園管理者と事業者との間の特定公園施設の費用負担方法、すなわち公募対象公園施設の収益から特定公園施設建設費への充当も、公募設置等指針、公募設置等計画の適合性判断の対象である。

（3）本件公募設置等指針及び公募設置等計画

ア 本件公募設置等指針

（ア）本件公募設置等指針（甲2）では、「事業実施にあたり Park-PFI 制度を導入することで、公募対象公園施設の収益還元により、特定公園施設整備に係る市負担が低減される。」（8 頁）と記載されており、前述（第3・1）の都市公園法第5条の2第1項及び同法施行規則第3条の3の趣旨のとおり、公募対象公園施設の収益を特定公園施設の建設費に充当することが謳われている。

（イ）そして、より具体的に、「市は認定計画者が整備した特定公園施設を取得する。認定計画提出者は、公募対象公園施設から得る収益等の一部を特定公園施設の整備に還元することとする。収益等の還元は市が負担する特定公園施設の取得額に対して10%以上とし、市が負担する特定公園施設の取得額の上限は以下に示す額である。」「上限：900,000 千円（諸費税及び地方消費税含む）」と定めている（12 頁）。

都市公園法第5条の2第1項、都市公園法施行規則第3条の3では、公募対象公園施設から特定公園施設の建設費に充当する金額の多寡について触れられていないが、本件公募設置等指針は、特定公園施設の取得額の10%以上と定めているものである。

（ウ）これは、「官民連携型賑わい拠点創出事業」としての要件を充たし、国から社会資本整備総合交付金を受けるために定められているものであり、当該交付金の金額は、市が負担する特定公園施設の取得額の1/2である（甲1の38頁、甲4の138～139頁）。

なお、社会資本整備総合交付金（官民連携型賑わい拠点創出事業）は、「民間資金の活用による効率的な公園施設の整備を推進するため」のもの

であり、「P-PFIは、民間資金の還元による公共負担の軽減を趣旨としていることから、一定程度民間資金による施設整備を求めることを交付金採択の要件としており、既往のPFI事業のVFM等も参考に、特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する金額が、公募当初において特定公園施設の整備に要する費用として積算した金額より1割以上削減されることを要件としている」ものである（甲1の38頁）。

したがって、特定公園施設の取得額に対して10%以上還元される収益というのは、当然ながら、公募対象公園施設のみでの収益（＝民間資金）を指している。

イ 本件公募設置等計画

本件における公募設置等計画は甲3であり、その末尾の別紙4「事業収支計画（損益計算書・資金収支計算書）」に収支計画が記載されている。

（4）本件公募対象公園施設が公募設置等指針に反すること

ア 公募設置等計画の収支計画では、「（ア）公募対象公園施設等の営業収入」として、「マルシェ棟」「BBQ レストラン」「コンビニエンスストア」のテナント収入が記載されている。

このうち、マルシェ棟、BBQ レストラン棟は、公募対象公園施設であるが（甲1の31～35頁）、コンビニエンスストアは、特定公園施設であるエントランス棟の貸しスペースに誘致されるものであって（甲2の28頁）、公募対象公園施設ではない。

イ 当該収支計画では、「公募対象公園施設等の営業収入（A）－営業支出（C）＝5億0233万3000円－3億9225万1000円＝1億1008万2000円」の黒字になっているが、営業収入（A）からコンビニエンスストアの収入を差し引かなければならず、その場合の収支は「5億0233万3000円－1億8608万2000円－3億9225万1000円＝－7600万円」の赤字になり、収益を生じない。

ウ そして、仮特定公園施設等譲渡契約書（甲5-1）の別紙「整備内訳書」によれば、特定公園施設の整備に要する費用は13億8056万6000円であり、その10%は1億3805万6600円であるが、公募対象公園施設が収益を生じない以上、当然、当該金額分は公募対象公園施設の収益から還元されない。

エ 以上のとおり、本件公募対象公園施設は、特定公園施設の建設費の10%以上を公募対象公園施設の収益から充当すると定める公募設置等指針に適合していない。

したがって、都市公園法第5条の7第1項、第5条の4第1項第1号に反し、違法である。

3 小括

(1) これまで述べてきたとおり、本件公募設置等計画における公募対象公園施設は都市公園法に反し、違法である。

(2) 本件公募設置等計画は、都市公園法における P-PFI が基本としている「特定公園施設＝公共部分」と「公募対象公園施設＝収益施設」の区分けを曖昧にし、「特定公園施設＝収益施設」として計画してしまっているため、上記のとおり、都市公園法に違反してしまっているものである。

本来は、コンビニエンスストア用の棟を公募対象公園施設とするなり、エントランス棟を特定公園施設と公募対象公園施設の合築とするなりすれば良かったのである。

(3) 本件事業体からすれば、エントランス棟全体を特定公園施設として、そこにコンビニを誘致することで、市の費用負担により整備された建物で事業（転貸）を行うことができる利点があったのであろうが、裏を返せば、それは、市が費用を負担して、本件事業体の事業のために建物を整備することに外ならない。

また、市としては、社会資本整備総合交付金が交付されれば、それでも費用負担は半分になるとの考えがあったのであろうが、それはそれで、市と本件事業体の思惑により、国に本件事業体の事業のための建物整備費を負担させることに外ならない。ただ、それも、前述のとおり、特定公園施設と公募対象公園施設の区分けを曖昧にした歪な計画となっているため、社会資本整備総合交付金の交付要件を充たさず、社会資本整備総合交付金は交付されないものと思われる。

第5 特定公園施設等譲渡変更契約が違法であること

1 本件公募設置等指針及び公募設置等計画

- (1) 本件公募設置等指針は、リスク分担として、「物価」「設置予定者決定後のインフレ、デフレ」の負担者を「認定計画者」としている（甲2の23頁）。
- (2) それを踏まえ、本件公募設置等計画は、「全社でVE案を検討（市と相談・調整）」としている（甲3の14頁）。

VEとは「バリューエンジニアリング」の略で、品質を維持してコストを下げることである。

2 本件特定公園施設等譲渡変更契約が公募設置等指針及び公募設置等計画に反すること

- (1) 以上のとおり、本件公募設置等指針及び公募設置等計画において、物価上昇（インフレ）の対応・負担は、事業者にて行うべきものとされているが、特定公園施設等譲渡変更契約（甲5-2～3）では、単に「インフレスライドによる増額」として、812万0530円が増額となっており、上記公募設置等指針及び公募設置等計画に適合していない。
- (2) したがって、本件特定公園施設等譲渡変更契約は、都市公園法第5条の7第1項、第5条の4第1項第1号に反し、違法である。

第6 結語（平塚市の損害と本件事業体の責任）

- 1 よって、本件公募設置等計画、それを前提とする令和6(2024)年4月23日付け仮特定公園施設等譲渡契約書及びその変更契約は、都市公園法に反して違法であり、平塚市が本件事業体に対して特定公園施設等の譲渡の対価16億2396万4870円を支払うことは平塚市の損害となる。
- 2 また、本件事業体は、違法な上記計画及び契約によって、平塚市の公金から上記譲渡の対価を支出させ、平塚市に損害を与え、又は、不当に利得したものであるから、平塚市に対し、損害賠償又は不当利得返還の義務がある。
- 3 落合克宏は、市長として、計画認定・契約締結・公金支出の権限を有し、違法な上記計画認定・契約締結・公金支出によって、平塚市に損害を与えたものであるから、平塚市に対し、損害賠償の義務がある。
- 4 よって、請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

第7 証拠方法

証拠説明書(1)記載のとおり

第8 附属書類

- | | |
|------------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲号証写し | 各 2 通 |
| 3 証拠説明書(1) | 2 通 |
| 4 訴訟委任状 | 3 通 |

以上

原告 府川勝・江口友子・田中良治
被告 平塚市長落合克宏

証拠説明書(1)

令和8年1月15日

横浜地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 山口 俊 樹

原告ら訴訟代理人弁護士 北 村 真 実

原告ら訴訟代理人弁護士 馬 場 庸 介

号証	標目（原本・写し）		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 1	Park-PFI活用 ガイドライン	写し	R07. 05. 30	国土交通省都 市局公園緑 地・景観課	Park-PFI制度の趣旨等。
甲 2	公募設置等指 針	写し	R07. 08	平塚市	本件事業における公募設置等指針では、 「公募対象公園施設から得る収益等の還元 は市が負担する特定公園施設の取得額に対 して10%以上」と定められていること、 「物価」「設置予定者決定後のインフレ、 デフレ」の負担者は「認定計画者」とされ ていること等。
甲 3	公募設置等計 画	写し	R06. 04	平塚Sea side park 共同事 業体	本件事業における公募設置等計画（収支計 画）では、公募対象公園施設の収益が赤字 になっていること、「物価上昇」について は「全社でVE案を検討」と定められている こと等。
甲 4	社会資本整備 総合交付金交 付要綱	写し	R07. 03. 31	国土交通省	社会資本整備総合交付金交付の要件とし て、地方公共団体が負担する費用が、特定 公園施設の整備に要する費用の積算額に対 して1割以上削減されることが定められて いること等。

甲 5-1	仮特定公園施設等譲渡契約書	写し	R06. 04. 23	平塚市・積水ハウス株式会社・株式会社石勝エクステリア・株式会社木村植物園・株式会社鴻池組・株式会社中澤組・株式会社パスコ・積水ハウス不動産東京株式会社	被告と本件事業体との間で、特定公園施設等譲渡契約が締結されたこと等。
甲 5-2	特定公園施設等譲渡変更契約の締結について	写し	R07. 08. 26	被告	特定公園施設等譲渡契約における譲渡の対価が最終的には16億2396万4870円となったこと等。
甲 5-3	譲渡変更契約額について	写し	R07. 08. 18	平塚市都市整備部みどり公園・水辺課	特定公園施設等譲渡契約における譲渡の対価の内訳等。
甲 6	平塚市ホームページ「本事業の経緯」	写し	H25. 08. 02 ～ R06. 06. 28	平塚市	本件事業の経緯等。
甲 7	平塚市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）	写し	R07. 12. 18	平塚市監査委員事務局	原告らが監査請求を申し立て、当該請求が棄却されたこと等。

併合審理の上申

令和 8(2026)年 1 月 15 日

横浜地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	山	口	俊	樹
同	北	村	真	実
	馬	場	庸	介
	(	主	任	)

第 1 関連事件の存在

- 1 本件事業に関しては、当事者を同じくする住民訴訟が、横浜地方裁判所第 1 民事部合議 B 係に係属しています（令和 7 年(ワ)第 13 号公金支出差止請求事件／以下「先行訴訟」といいます。）。
- 2 先行訴訟の次回期日は、2 月 25 日 14 時～です。

第 2 併合審理の要請

- 1 先行訴訟においても、本件訴訟においても、本件事業に係る公募設置等計画、特定公園施設、公募対象公園施設等が問題となり、関連する争点について、関連する主張・立証がなされるものと思われます。
- 2 したがって、本件訴訟については、横浜地方裁判所第 1 民事部合議 B 係において、先行訴訟と併合して審理していただきたく上申する次第です。

以上